「公立大学法人大阪ヘルプデスク業務委託」の契約に係る
総合評価一般競争入札（郵便方式）実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が郵便方式により行う「公立大学法人大阪ヘルプデスク業務委託」の契約に係る総合評価一般競争入札（以下、「郵便方式総合評価一般競争入札」という。）において、関係業者の入札参加意欲及び受注意欲を反映するとともに、談合根絶・不祥事防止を目指し、さらなる客観性・競争性、公平性、透明性の向上を図るため、公立大学法人大阪契約事務取扱規程第 11 条の規定に基づく総合評価一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（総合評価一般競争入札）

第２条　公立大学法人大阪契約事務取扱規程第 11 条第１項及び第２項の規定に基づき、「公立大学法人大阪ヘルプデスク業務委託」にとって最適な者を選定するため、入札金額の評価と当該業務委託に関する提案書等の内容を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札を行う。落札者決定基準は別に定める。

（入札案件の公告及びその方法）

第３条　理事長は、入札に関する情報を公告する。

２　前項の公告の方法は、理事長がインターネットの利用により入札説明書を掲載することにより行う。ただし、天災その他やむを得ない事情でインターネットの利用によることができないときは、法人の掲示板に掲示してその掲載に代えることができる。

（公告する事項）

第４条　入札案件の公告する内容は、公立大学法人大阪契約事務取扱規程第３条第１項の規定による。

（入札の参加）

第５条　郵便方式総合評価一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申請をしなければならない。

（入札参加申請の要件）

第６条　郵便方式総合評価一般競争入札の参加申請を行える者の要件は、次に掲げる各号のとおりとする。

(1)　大阪府物品・委託役務関係入札参加資格者名簿に登載されていること

(2)　郵便方式総合評価一般競争入札の参加申請の日において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること

ア　公立大学法人大阪入札参加停止要綱（以下「停止要綱」という。）に基づく入札参加停止措置を受けている者
イ　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
ウ　公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第３条の規定に該当する者

(3) 前各号に定めるほか、入札案件ごとに定める条件を満たすこと。

（入札参加申請の方法）

第７条　郵便方式総合評価一般競争入札の参加申請の方法は、入札公告で示す所定の総合評価一般競争（郵便方式）入札参加申請書（以下「郵便方式総合評価一般競争入札参加申請書」という。）を公立大学法人大阪ホームページからダウンロードし、必要事項を記載し、入札公告において示した日時までに提出場所へ持参又は郵送することにより行う。なお、郵送する場合は、必ず「一般書留」又は「簡易書留」のどちらかの方法によるものとする。

２　前項により入札参加申請した者が、入札参加申請の取消しを行なう場合は、入札参加辞退(申請取下げ)届を、郵便方式総合評価一般競争入札参加申請書を提出した場所まで持参又は郵送により提出することにより行うことができる。なお、入札参加申請の取消しができる期間は、入札参加申請の日から入札日までとする。

（入札参加資格の確認通知）

第８条　理事長は、第５条による入札参加申請をした者が第６条の入札参加申請の要件を具備しているかを確認し、当該要件を具備している者に入札参加資格確認通知書を発行する。なお、当該要件を具備していない者には、参加できない理由を付して通知するものとする。

（入札参加の要件）

第９条　郵便方式総合評価一般競争入札に参加する者の要件は、次に掲げる事項とする。

(1)　前条の入札参加資格確認通知書を受けた者であること。

(2)　郵便方式総合評価一般競争入札の参加申請を完了した日から落札決定の日までの期間に、停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(3)　郵便方式総合評価一般競争入札の参加申請を完了した日から落札決定の日までの期間に、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(4)　郵便方式総合評価一般競争入札の参加申請を完了した日から落札決定の日までの期間に、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第３条の規定に該当しない者であること。

（質問の方法）

第 10 条　公告の内容に質問がある場合は、指定された期間内に仕様書等に対する質問書

を提出することができる。
2　仕様書等に対する質問書は、案件ごとに提出するものとする。なお、質問書は、電子メールにより受付するものとし、それ以外によることは認めない。電子メールの送付先は、入札公告に記載し、公表する。
3　前項の質問書の提出があった場合は、その質問を取りまとめて回答することとし、回答は公立大学法人大阪ホームページに掲載する。

（入札方法）
第 11 条　入札は入札公告に示す「公立大学法人大阪ヘルプデスク業務委託」の契約に係る総合評価一般競争入札（郵便方式）入札心得（以下「郵便方式総合評価一般競争入札心得」という。）に基づき実施する。
2　前項に規定する郵便方式総合評価一般競争入札心得の定め以外で必要な事項を定める必要があるときは、第 4 条により公告する事項において明らかにするものとする。

（入札の保留、延期または取り止め）
第 12 条　入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札の執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札の執行を保留、延期又は取り止める（以下「保留等」という。）ことができるものとする。
(1)　天災地変等により郵便不着、遅延等の事由が発生したとき。
(2)　入札の執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する有力な証拠をもって通報されたとき。
(3)　その他、法人がやむを得ない事由により入札の執行を保留等とすべきと判断したとき。

（調査の実施）
第 12 条の 2　前条第 1 項第 2 号の規定により、入札を保留等にしたときは、必要に応じて調査を行うものとする。
2　前項の調査を実施することとなった場合、入札参加者は調査に協力しなければならない旨、入札説明書に明記するものとする。

（入札保証金）
第 13 条　入札保証金は、公立大学法人大阪契約事務取扱規程第 4 条により見積もる金額の 100 分の 2 以上とする。ただし同規程第 5 条に該当する場合は免除とする。

（入札参加資格の取り消し等）
第 14 条　郵便方式総合評価一般競争入札参加申請書に虚偽の記載をした者は、公告した入札案件への参加資格を取り消すものとする。また、郵便方式総合評価一般競争入札参加申請書に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

２　前項において、入札参加資格の取消しを受けた者又は無効の入札を行った者は、停止要綱に基づき入札参加停止を行う場合がある。

（入札参加申請書等における費用負担）

第 15 条　郵便方式総合評価一般競争入札参加申請書、入札書の作成並びに提出に要する費用及び仕様書、入札書等の取得に要する費用等は、申請者又は閲覧者の負担とする。なお、第 12 条により、入札の保留等となった場合も同様の扱いとする。

（入札及び審査結果の公表）

第 16 条　落札者決定後、入札及び審査の結果を公表する。入札結果の公表に関する基準については、別に定める。

（その他）

第 17 条　この要綱に定めの無い事項又はこの要綱の定めにより難いときは、入札案件ごとに定めることができる。